

執筆者:

E-mail✉ [岩瀬 ひとみ](#)E-mail✉ [菊地 浩之](#)E-mail✉ [河合 優子](#)E-mail✉ [村田 知信](#)E-mail✉ [五十嵐 チカ](#)E-mail✉ [松本 絢子](#)E-mail✉ [菅 悠人](#)E-mail✉ [久野 真莉奈](#)

## 目次

- I 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案の主要ポイント／五十嵐 チカ、久野 真莉奈
- II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート／岩瀬 ひとみ、五十嵐 チカ、菊地 浩之、松本 絢子、河合 優子、菅 悠人、村田 知信

## I 金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案の主要ポイント

### 1. はじめに

2020年(令和2年)改正個人情報保護法<sup>1</sup>(以下「改正法」という。)が2022年4月1日に全面施行される。個人情報保護委員会が定める全ての分野に共通して適用される「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(通則編)」(以下「通則ガイドライン」という。)等に加え、金融庁が所管する金融分野・経済産業省が所管する信用分野・法務省が所管する債権管理回収業分野といった金融関連分野<sup>2</sup>においては、さらに必要な規律として、個人情報の保護のための「格別の措置」を規定したガイドラインが各省庁と個人情報保護委員会の共管で取りまとめられている。

改正法を踏まえた金融関連分野における個人情報保護に関するガイドラインの改正案(以下、上記の各分野ごとにそれぞれ「金融分野ガイドライン案」「信用分野ガイドライン案」「債権管理回収業分野ガイドライン案」といい、これらを包括して「金融関連分野ガイドライン」という。)は、2021年12月22日に公表され、意見募集手続に付された(金融分野ガイドライン案に関しては、2022年1月27日に追加の改正案が公表され、意見募集手続に付された。)

本稿執筆時現在(2022年2月28日)、これら意見募集手続の結果及び金融関連分野ガイドラインの改正版は公表されていないが、本ニュースレターでは、金融関連分野ガイドラインの改正案の主要なポイントを紹介する。

#### 1. 漏えい等の報告等の義務化(改正法 26 条関係)

個人データ等の漏えい、滅失若しくは毀損(以下、包括して「漏えい等」という。)の事案が発生した場合の報告や本人への通知に関しては、従前は努力義務とされていたところ、改正法 26 条及び個人情報の保護に関する法律施行規則(以下「改正規則」という。)7 条、8 条及び 10 条により、二段階の報告(「速やかに」行うべき初回の速報、漏えい等の発生認識後 30 日

<sup>1</sup> 改正法と併行して、従前は別個であった行政機関や独立行政法人を対象とする個人情報の保護に関する法律との一本化を図る 2021 年改正個人情報保護法も同日付で施行予定である。2021 年改正個人情報保護法により現行の個人情報保護法から条文番号が大幅に変更されるところ、本稿では、2021 年改正個人情報保護法による変更後の条文番号を記載している。

<sup>2</sup> 個人情報保護委員会は、上記の三分野を包括して「金融関連分野」と称し、「特定分野ガイドライン」を金融関連分野、医療関連分野、その他特定分野に分類して公式ウェブサイト上で公表している。<https://www.ppc.go.jp/personalinfo/legal/guidelines/>

又は 60 日以内に行うべき 2 回目の確報)並びに本人への通知が法的義務として定められた。かかる改正を踏まえ、金融分野ガイドライン案、信用分野ガイドライン案及び債権管理回収業分野ガイドライン案においても、報告等の義務に関する項目が新設されている。特に留意すべきは、報告や通知が必要となる場合は、改正法に基づく場合(下記の(1))に限られず、下記(2)の場合も含まれる点である。

#### (1) 改正法に基づく報告等の義務がある場合 ～ 改正規則 7 条各号に該当する事態について

金融分野ガイドライン案 11 条、信用分野ガイドライン案 II.2.(4)5)及び債権管理回収業分野ガイドライン案第 7 において、個人情報取扱事業者が以下の改正規則 7 条各号に定める事態を知った場合、通則ガイドライン 3-5-3 に従って、個人情報保護委員会等(改正法第 147 条の規定により金融庁長官・経済産業大臣・法務大臣等の事業所轄大臣が報告を受理する権限の委任を受けている場合にあつては事業所轄大臣、改正法第 165 条の規定により地方公共団体の長等が報告を受理する権限に属する事務を行う場合にあつては地方公共団体の長等)へ報告することが義務づけられた。

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 要配慮個人情報に含まれる個人データ(高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</li> <li>② 不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</li> <li>③ 不正の目的をもって行われたおそれがある個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</li> <li>④ 個人データに係る本人の数が千人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態</li> </ul> |
|--|

また、上記の事業所轄大臣への報告に加え、金融分野ガイドライン案 11 条 3 項及び債権管理回収業分野ガイドライン案第 7 の 2 においては、通則ガイドライン 3-5-2 に従った漏えい等事案が発覚した場合に講ずべき措置についても追加があり、金融分野ガイドライン案 11 条 2 項においては、通則ガイドライン 3-5-4 に従った本人への通知等についても追加された。

#### (2) 上記以外の場合について

金融庁が所管する各種業法(銀行法、保険業法等)の施行規則等を改正し、それらの規定に基づき、監督当局(金融庁等)に対する漏えい等報告等を義務化すること等に伴い、金融分野ガイドライン案において、監督当局に対する報告の義務化の対象となる場合の追加及び本人への通知等を行う必要がある場合の追加がなされた。

##### (i) 監督当局に対する報告

金融分野における個人情報取扱事業者は、その取り扱う個人である顧客等に関する個人データの漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったときは、関係法令に従って監督当局へ報告を行うことが義務化された(金融分野ガイドライン案 11 条 1 項)。

また、改正法や各種業法による報告が義務づけられていない場合であっても、以下の場合には、監督当局に報告することとされた(金融分野ガイドライン案 11 条 2 項)。

- |   |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① その取り扱う個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったとき</li> <li>② その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等<sup>1</sup>又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったとき</li> </ul> |
|---|

##### (ii) 本人への通知等を行う事態の追加

金融分野における個人情報取扱事業者は、前記(2)(i)に記載した場合に加えて、以下の場合にも、本人への通知等を行うこととされた(金融分野ガイドライン案 11 条 3 項)。

- ① その取り扱う個人データ(仮名加工情報である個人データを除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったとき
- ② その取り扱う個人情報(仮名加工情報である個人情報を除く。)の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったとき
- ③ その取り扱う仮名加工情報に係る削除情報等又は匿名加工情報に係る加工方法等情報の漏えいが発生し、又は発生したおそれがある事態を知ったとき

## 2. 外国にある第三者への提供の制限(改正法 28 条関係)

改正法を踏まえ、金融分野ガイドライン案及び信用分野ガイドライン案において、外国にある第三者への提供につき、本人同意を根拠とする提供と基準適合体制を根拠とする提供に分けて当該提供に際しての努力義務が新設された。

### (1) 本人同意を根拠とする提供

#### (i) 書面による同意取得の努力義務化

金融分野における個人情報取扱事業者及び与信事業者<sup>3</sup>は、外国にある第三者への個人データの提供を認める旨の本人の同意を得る際には、原則として、書面によることとし、当該書面における記載を通じて、改正規則 17 条 2 項乃至 4 項の規定により情報提供が求められる事項<sup>4</sup>に加えて、以下の事項を本人に認識させた上で同意を取得することが努力義務化された(金融分野ガイドライン案 13 条 1 項、信用分野ガイドライン案 II.2.(5)④ア)。

- ① 個人データの提供先の第三者<sup>1</sup>
- ② 提供先の第三者における利用目的
- ③ 第三者に提供される個人データの項目

#### (ii) 同意取得時に移転先の外国が特定できない場合の取扱い

事後的に提供先の第三者を特定できた場合、以下の事項が努力義務化された(金融分野ガイドライン案 13 条 2 項、4 項、信用分野ガイドライン案 II.2.(5)④イ、エ)。

- ① 当該外国の名称、適切且つ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報及び当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の本人の求めに応じた提供
- ② 当該求めが可能である旨の本人への情報提供及び公表
- ③ 事後的に特定できた移転先国の名称の公表

### (2) 基準適合体制を根拠とする提供

改正法 28 条 3 項及び改正規則 18 条に基づき、個人情報取扱事業者が講ずべき措置に相当する措置を継続的に講ずるために必要な体制を整備していることを根拠として外国にある第三者に個人データを提供する場合には、当該提供の時点で

<sup>3</sup> 個人情報取扱事業者のうち、個人の支払能力に関する情報を用いて割賦販売法(昭和 36 年法律第 159 号)2 条 1 項に規定する割賦販売、同条 2 項に規定するローン提携販売、同条 3 項に規定する包括信用購入あっせん、同条 4 項に規定する個別信用購入あっせんその他の物品又は役務の取引に係る信用供与を業として行う者をいう。

<sup>4</sup> 改正規則 17 条 2 項乃至 4 項の規定により情報提供が求められる事項とは、①当該外国の名称、②適切且つ合理的な方法により得られた当該外国における個人情報の保護に関する制度に関する情報、③当該第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報、④提供先の第三者が所在する外国を特定できない旨及びその理由、⑤提供先の第三者が所在する外国の名称に代わる本人に参考となるべき情報、⑥提供先の第三者が講ずる個人情報の保護のための措置に関する情報の提供ができない旨及びその理由である。

の当該第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及び内容並びに当該第三者による相当措置の実施状況を適切かつ合理的な方法により確認することが「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(外国にある第三者への提供編)」において定められており、同趣旨の内容が金融分野ガイドライン案及び信用分野ガイドライン案においても新設されている<sup>5</sup>(金融分野ガイドライン案 13 条 3 項、信用分野ガイドライン案 II.2.(5)④ウ)。

金融分野における個人情報取扱事業者及び与信事業者に関しては、上記に加え、本人の求めに応じて情報<sup>6</sup>提供をする旨の「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページへの常時掲載又は事務所の窓口等での掲示・備付け等による公表並びにインターネットのホームページへの掲載等による移転先国の名称の公表及び定期的な更新が努力義務化された(金融分野ガイドライン案 13 条 3 項、4 項、信用分野ガイドライン案 II.2.(5)④ウ、エ)。

### 3. 個人関連情報の第三者提供の制限

改正法を踏まえ、金融分野ガイドライン案 14 条、信用分野ガイドライン案 II.2.(6)及び債権管理回収業分野ガイドライン案第 2 の 5 において、金融分野における個人情報取扱事業者、与信事業者及び債権回収会社<sup>7</sup>は、個人関連情報取扱事業者から改正法 31 条 1 項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得するにあたり、同項 1 号の本人の同意を得る際には、書面により同意を取得することが努力義務とされた。

金融分野ガイドライン案及び信用分野ガイドライン案においては、同意を得る書面を通じて対象となる個人関連情報の項目及び個人関連情報を個人データとして取得した後の利用目的を本人に認識させた上で同意を得ることについても努力義務とされている。

### 4. 「機微(センシティブ)情報」<sup>8</sup>の取扱いに係る例外事由の追加

金融分野ガイドライン案 5 条、信用分野ガイドライン案 II.2.(2)及び債権管理回収業分野ガイドライン案第 4 の 1(5)において「機微(センシティブ)情報」については、取得・利用・第三者提供できる場合を限定・第三者提供においてオプトアウトを用いない等としているところ、2021 年改正個人情報保護法における学術研究に関する例外規定の精緻化を踏まえ、「機微(センシティブ)情報」の取得・利用・第三者提供における学術研究に関する例外規定<sup>9</sup>を追加した。

### 5. 個人情報保護宣言の表示の工夫の在り方

金融分野ガイドライン案 20 条において、個人情報保護宣言の内容を本人がより適切に理解した上で自らの判断により選

<sup>5</sup> 外国第三者提供ガイドラインに記載のある確認事項に加えて、第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度がある場合においては、当該第三者による相当措置の継続的な実施の確保の可否も確認事項とされている。

<sup>6</sup> ①個人データの提供先である外国にある第三者が基準適合体制を整備する方法、②当該外国にある第三者が実施する相当措置の概要、③当該外国にある第三者による相当措置の実施状況並びに当該相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある制度の有無及びその内容の確認の方法及び頻度、④個人データの提供先の第三者が所在する外国の名称、⑤当該外国にある第三者による相当措置の実施に影響を及ぼすおそれのある当該外国の制度の有無及びその概要、⑥当該外国にある第三者による相当措置の実施に関する支障の有無及びその概要、⑦当該外国にある第三者による相当措置の実施に支障が生じた場合における当該支障の解消・改善のために提供元の個人情報取扱事業者が講ずる措置の概要が情報提供の対象とされている(改正法 28 条 3 項、改正規則 18 条 3 項)。

<sup>7</sup> 債権管理回収業に関する特別措置法(平成 10 年法律第 126 号。以下「サービサー法」という。)に基づき法務大臣からサービサー法 3 条の営業許可を受けた会社(サービサー法 2 条 3 項で定義される株式会社)をいう。

<sup>8</sup> 改正法 2 条 3 項に定める要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療及び性生活(これらのうち要配慮個人情報に該当するものを除く。)に関する情報(本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、法 57 条 1 項各号に掲げる者若しくは改正規則 6 条各号に掲げる者により公開されているもの、又は、本人を目視し、若しくは撮影することにより取得するその外形上明らかなものを除く。)をいう。

<sup>9</sup> 具体的には、改正法 20 条 2 項 6 号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を取得する場合、改正法 18 条 3 項 6 号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を利用する場合、又は改正法 27 条 1 項 7 号に掲げる場合に機微(センシティブ)情報を第三者提供する場合には、機微(センシティブ)情報を取得、利用又は第三者提供することができる。



択の機会を行使することができるような表示等により構成するための工夫の在り方に関する記載が、具体例を示しつつ追加された。

## 6. その他

### (1) 安全管理措置に関する記載の追加

改正法を踏まえ、金融分野ガイドライン案 8 条及び金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針において、「物理的安全管理措置」及び「外的環境の把握」に関する記載が、信用分野ガイドライン案 II.2.(4)2)において「外的環境の把握」に関する記載が追加されている。もともと、これらは、通則ガイドライン 10 の内容をそのまま反映したものであって、金融関連分野について特段の措置が規定されたものではない。

なお、安全管理措置については、原則として「本人の知りうる状態」(自らの金融商品の販売方法等の事業の態様に応じて適切な方法による)に置く必要があり、具体例として、「個人情報保護宣言」と一体としてインターネットのホームページでの常時掲載を行う方法を挙げ、保有個人データに関する事項が示された画面に 1 回程度の操作で遷移するよう設定したリンクを「個人情報保護宣言」に継続的に掲載することを含むというより具体的な方法に関する記載が追加された(金融ガイドライン案 15 条)。

### (2) 第三者提供時の同意取得

金融分野ガイドライン案 12 条 1 項では、個人データの第三者提供に関する同意取得(原則書面)時に、①個人データの提供先の第三者、②提供先の第三者における利用目的、③第三者に提供される個人データの項目を認識させた上で同意をとることが努力義務とされていたが、同意取得時に①に掲げる事項が特定できない場合には、①に掲げる事項に代わる本人に参考となるべき情報を本人に認識させた上で、同意を得ることが追加された。

また、信用分野ガイドライン案 II.2.(5)①においても、同趣旨の記載が追加されている。

### (3) 開示等の請求等

債権管理回収業分野ガイドライン案においては、改正法 33 条に基づく保有個人データの開示方法として漏えい等の防止の観点も踏まえた上での適切な措置を講ずる義務(同第 9 の 2(1))、サービス法 20 条で定める法定帳簿の内容として一定期間保存することが義務づけられている保有個人データについての改正法 35 条 3 項に基づく消去請求への代替措置(同第 9 の 3)、開示等の請求等<sup>10</sup>を受け付ける方法を合理的な範囲で定める努力義務(同第 9 の 5)等も追加されている。

## II 個人情報保護・データ保護規制 各国法アップデート

### 1. 日本

- ・ 個人情報保護委員会は、2022 年 1 月 25 日、外国における個人情報の保護に関する制度等の調査に基づく情報提供文書(25 か国 31 地域分)を公表した。また、当該情報提供の基となる委託調査報告書(西村あさひ法律事務所作成)も公表されている。情報提供文書は、(1)個人情報の保護に関する制度の有無、(2)個人情報の保護に関する制度についての指標となり得る情報、(3)OECD プライバシーガイドライン 8 原則に対応する事業者等の義務又は本人の権利、(4)その他本人の権利利益に重大な影響を及ぼす可能性のある制度、と大きく 4 つのカテゴリについて一定の情報を記載している。実務上は、これらの法域であっても各事業者において追加調査が必要となり得ること、2021 年 10 月時点の情報であることに留意が必要である。

<sup>10</sup> 保有個人データの利用目的の通知の請求、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等若しくは第三者提供の停止に関する請求、又は第三者提供記録の開示に関する請求をいう。

## 2. 中国

- 2021年12月31日、「中華人民共和国データ安全法」に関する「サイバーセキュリティ標準実践ガイドライン-データ分類等級ガイドライン」が正式に公表された。

同ガイドラインは、同年9月30日に公表された「意見募集稿」と同様、「データ分類等級制度」に関して、データ分類等級原則等を詳細に定めているが、分類・等級に係るルールについては「意見募集稿」より細分化されている(意見募集稿が定めている内容については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021年10月27日号](#)を参照されたい。)。分類については、国や業種ごとの分類規則に従い分類するとされている。法令又は監督官庁の管理要求(国の分類規則)に則った分類としては、個人情報、公共データ(政府機関がインフラ等の公的サービスを行う過程で収集したデータ)又は公共伝達データ(既に公開されている情報等で広く公衆へ伝達されるデータ)への該当性の観点から分類することが挙げられ、詳細な識別方法は同ガイドライン 5.2 から 5.4 で定められている。また、業種分類規則については、別紙 C において、一部業種のデータ分類の参考例が挙げられているが、業種分類規則がない場合には、ユーザーデータ、業務データ、経営管理データ、システム運営・セキュリティデータに分類するとされている(別紙 A)。

等級については、影響レベル(重大、一般、軽微、無)及び影響対象(国家安全、公共利益、個人の適法な権益、組織の適法な権益)の2つの要素に基づき、コアデータ、重要データ、一般データの3等級に分けられ、一般データはさらに1級から4級の4つに分けられる。同ガイドライン 6.4.2 は、個人情報の等級について詳細に定めており、個人情報のうち、個人センシティブ情報は「一般データ 4 級」とされている。このほかには、最低参考等級や等級の見直し等についても規定が設けられている。
- 2021年12月28日、改正「サイバーセキュリティ審査弁法」が公布され、2022年2月15日から施行される。

今回の改正により、ネットワークプラットフォーム運営者によるデータ取扱活動が国家安全に影響を及ぼし、又はそのおそれがある場合についても、新たにサイバーセキュリティ審査が義務づけられ(2条)、100万件以上のユーザーの個人情報を保有するネットワークプラットフォーム運営者が国外で上場する場合には、必ずサイバーセキュリティ審査弁公室にサイバーセキュリティ審査を申請するとともに、IPO等の申請書類を提出しなければならないとされた(7条、8条)。
- 2022年1月4日、「インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定」が公表され、2022年3月1日に施行が予定されている。

本規則は、中国国内でのアルゴリズム推薦技術(アルゴリズム技術を使用して、ユーザーに情報を提供すること)を利用したインターネット情報サービスの提供に適用される。アルゴリズム推薦サービス提供者(中国国内においてアルゴリズム推薦技術を使用してネットワークサービスを提供する者)は、本規則の2章(情報サービス規範)及び3章(ユーザー権利・利益について)の規定に従い、情報サービスを提供する必要がある。また、所管官庁は、アルゴリズム推薦サービスの世論属性又は社会動員能力、内容、ユーザーの規模、アルゴリズム推薦技術により処理されるデータの重要度、及びユーザーの行為に対する干渉の程度等に従い、アルゴリズム推薦サービス提供者を管理する。アルゴリズム推薦サービス提供者のうち、世論属性又は社会動員能力属性を備えたアルゴリズム推薦サービス提供者は、サービス提供者の名称、サービス形式、適用する範囲、アルゴリズムの種類、アルゴリズム自己評価報告、公開予定の内容等の情報を所管官庁に届け出る必要があるほか、関連する規定に従い、安全評価を行う必要がある。
- 2022年1月28日、「インターネット情報サービス深度合成管理規定(意見募集稿)」が公表され、2022年2月28日まで意見募集が行われている。なお、本規定の対象となる「深度合成サービス」とは、中国国内において深度合成技術を利用してネットワークサービスを提供することをいい、「深度合成技術」とは、ディープラーニング、バーチャルリアリティを代表とする生成合成類アルゴリズムを使用して、テキスト、画像、音声、動画、仮想環境等の情報を作成する技術を指す。

## 3. タイ

- 個人情報保護に関する包括的な法令である Personal Data Protection Act B.E. 2562 (“PDPA”)の全面施行が2022年6月1日に予定されているタイでは、2022年1月18日に、PDPAの監督官庁にあたる個人情報保護委員会(PDPC)の委員長及び名誉委員9名の任命が官報で公告された。PDPCは、委員長、副委員長、5名の委員及び9名の名誉委員の16名で

構成されるところ、副委員長及び 5 名の委員については、それぞれ政府機関の現行の役職に基づいて PDPA により任命されるため、委員長及び名誉委員の任命により、PDPC の設立が完了したと言える。なお、PDPA の全面施行は新型コロナウイルス感染拡大の影響でこれまで何度か延期されてきたが、今回 PDPC が設立されたことで、2022 年 6 月 1 日の全面施行にむけて大きく前進したと考えられる。また、昨年に規則案が公表された PDPA の下位規則についても、近日中に制定されることが見込まれており、今後 PDPA の全面施行にむけた動きが活性化することが期待される。

#### 4. インドネシア

- ・ インドネシアでは、2021 年 11 月 30 日、インドネシア・フィンテック協会(The Indonesian FinTech Association (“AFTECH”))により、フィンテック分野における個人情報保護とデータの秘密保持に関する倫理規範が公表された。同規範は、AFTECH に所属するインドネシア国内のフィンテック事業者に適用される。同規範では、公正かつ合法的なデータの取り扱いや、データ管理者の義務、データの第三者への開示等について、フィンテック分野における個人情報の取扱いに関する最低水準及びデータ主体の権利を確保するための一般原則が定められている。

#### 5. 米国

- ・ 2021 年 11 月にニューヨーク市行政法(New York City Administrative Code)が**改正**され、採用や昇進の決定における AI ツールの利用への規制がなされることとなった。規制対象となるツールは、自動雇用決定ツール(automated employment decision tool)であり、自然人に影響する採用・昇進決定に係る裁量判断を実質的に支援し又はそれに代替するスコア、分類又はレコメンデーションを生成する、機械学習、統計的モデル又は人工知能に基づくコンピュータ処理を指す。かかるツールを利用する場合、利用開始の 1 年以上前に、独立した監査人によるバイアス監査(bias audit)を受けたうえで、その監査結果の概要を自社のウェブサイトにおいて開示し、また、採用応募者に対して通知をする等、利用にあたって充足する必要がある要件が定められている。初回の違反については 500 米ドル、追加の違反については 1,500 米ドル以下の罰金が課され得る。2023 年 1 月 1 日より施行されるため、利用を予定している事業者においては監査を行う等の準備が必要となる。

#### 6. 欧州

- ・ 欧州データ保護評議会(EDPB)は、2021 年 1 月から 3 月のパブリックコメントを経て、2021 年 12 月 14 日、[個人データ侵害通知に関する具体例についてのガイドライン](#)の最終版を採択した。本ガイドラインは 2017 年 10 月に発表された[個人データ侵害通知に関するガイドライン](#)をさらに具体化して解説するものであり、どのような場合に事業者がデータ侵害が発生した場合に監督機関及びデータ主体へ通知・連絡する義務を負うか、及び適切な予防策・侵害軽減策について、ランサムウェア、データ抜き出しを狙った攻撃、社内の人為的リスク(データ持ち出し等)、機器又は書類の紛失・盗難等の具体的な事例に即して解説している。なお、パブリックコメント前に公表されていたドラフト版と比較して大きな変更は加えられていない模様である。
- ・ EDPB は、1 月 18 日、[データ主体のアクセス権に関するガイドライン](#)を採択した。このガイドラインは、GDPR15 条が定めるアクセス権の行使として認められる範囲、データ管理者がデータ主体に提供しなければならない情報、アクセス要求の書式、アクセスの提供の仕方、及び明らかに根拠のない又は過剰な要求の判断方法について解説しており、3 月 11 日まで[意見募集手続](#)に付されている。
- ・ 2022 年 1 月、EDPB が KU Leuven に委託した中国、インド、及びロシアのガバメント・アクセスに関する[調査報告書](#)が公表された。同報告書は、中国、インド、及びロシアにおいて、EU の個人データにも適用されるガバメント・アクセス法令の適用スコープ、ガバメント・アクセスに対する内部的又は外部的な監督、及びデータ主体の救済又は権利規定の有無及び内容を整理している。同報告書の中では、関連規定の有無だけでなく、要件の明確性、監督機関の政府からの独立性等にまで踏み込んだ評価が行われている。
- ・ 英国においては、2022 年 1 月 28 日、個人データを英国域外に移転するための枠組みとなる国際データ移転契約(IDTA)案と、2021 年 6 月 4 日に欧州委員会公表した改定版の標準契約条項(SCC)に添付することにより個人データを英国域外に移転するための枠組みとすることができるアデンダム(SCC アデンダム)案が議会に提出され、2022 年 3 月 21 日に発効する見込みとなった。2022 年 3 月 21 日に IDTA 及び SCC アデンダムが発効した場合、改定前の SCC に基づき UK GDPR の適用対象となる域外移転を行っていた事業者は、締結済みの改定前 SCC が廃止される 2024 年 3 月 21 日までに、改定版の

SCC 及び SCC アデンダムの締結、又は IDTA を締結することが必要となる。IDTA と SCC アデンダムの詳細については、[当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021 年 11 月 26 日号](#)を参照されたい。

## 7. オーストラリア

- 連邦法務省 (Attorney-General's Department) がプライバシー法改正の方針を検討するディスカッションペーパーを公表し行っていた意見募集手続 ([当事務所 個人情報保護・データ保護規制ニュースレター2021 年 11 月 26 日号](#)を参照されたい。) に対して、Office of the Australian Information Commissioner が、2021 年 12 月 23 日付けで意見を提出し、2022 年 1 月に同意見を [公表](#)した。なお、連邦法務省による意見募集手続は、2022 年 1 月 10 日で締め切られている。同意見では推奨事項 (Recommendations) として 113 の事項に亘り幅広く提案がなされている。プライバシー法改正に向けて議論が進んでおり、引き続き議論の状況を注視する必要がある。

## 8. ブラジル

- 2021 年 12 月 21 日、ブラジルのデータ保護当局 (ANPD) は、データ主体が、データ管理者に対して、個人情報保護法 (LGPD) に基づく権利の侵害を主張する方法とその時期について法的な解釈を示した。具体的には、データ主体は、データ管理者に申立てを行い、それにより問題を解決できない場合には、ANPD に仲裁を申し立てることができることとされている。

## 9. アラブ首長国連邦(UAE)

- アラブ首長国連邦(UAE)において個人情報保護に関する連邦法(Federal Decree Law No.45/2021 Relating to the Protection of Personal Data and Privacy)が制定されたことは、[当事務所個人情報・データ保護ニュースレター2021 年 12 月 27 日号](#)でも紹介したが、更なる詳細に関しては、[当事務所中東ニュースレター2022 年 1 月 20 日号](#)及び[同年同月 26 日号](#)も参照されたい。

当事務所では、クライアントの皆様のビジネスニーズに即応すべく、弁護士等が各分野で時宜に合ったトピックを解説したニュースレターを執筆し、随時発行しております。N&A ニュースレター購読をご希望の方は [N&A ニュースレター 配信申込・変更フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。また、バックナンバーは[こちら](#)に掲載しておりますので、あわせてご覧ください。

本ニュースレターはリーガルアドバイスを目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切なアドバイスを求めていただく必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

西村あさひ法律事務所 広報室 [E-mail](#) 